セーリング競技規則（2017-2020）正誤表　2017.3.5版(ver.3)

JSAFルール委員会

頁	項目		行	誤		正
29	本則	44.1(b)	2行目	シリーズにおいて著しく有利となった場合	→	シリーズにおいて明らかに有利となった場合
143	付則L	（または）4.2	4行目から6行目	［艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。］［DP］	→	［艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。［DP］］
149	付則L	15.1	9行目	救済要求の根拠とはならない。	→	救済の根拠とはならない。
169	付則P	P5.2(c)	1行目	予告信号までに	→	予告信号以前に
181	付則T	T2	2行目から4行目	（中略）行われる。ただし、それぞれの当事者の代表が、インシデントの際に乗艇していた人物である場合のみとする。	→	（中略）行われる。ただし、インシデントの際に乗艇していた人物がそれぞれの当事者を代表して出席している場合のみとする。
					→	
					→	
					→	
					→	
					→	
					→	
					→	